

農業委員会定例会 9月

1. 開催日時 令和元年9月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室
3. 欠席委員 6番委員、10番委員、12番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 非農地証明願承認について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第4号 農用地利用配分計画（案）について
5. その他
6. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	こんにちは。また台風がきており、千葉県のような被害が発生すると大変なことで、風が吹かないかと心配しているところです。 本日の議事録署名人ですが、11番委員、1番委員をお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、兵庫県在住の■■■■さん所有の 西村 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 573 m ² について 池田 ■■■■ 番地 ■■■■ の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は1,154 m ² で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。
議長	地元委員さんは本日欠席ですが、問題はないと聞いています。 私もこのあたりはよく分かる所ですが、今回譲り受ける畑の隣が■■■■さんの農地のようで、問題はないと思いますが、■■■■さんの年齢は分かりますか。
事務局	56歳です。現在所有している農地を拡大したいということで以前から相談があり、農業委員の方にも情報提供をお願いしていました。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番と3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、大阪府在住の■■■■さん所有の 福田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 199 m ² について

3番は、福田在住の■■■■さん所有の
福田 字 ■■■■ ■■■■番 ■ 畑 808 m² について
橘甲 ■■■■ の■■■■さんが2番については譲り受け、3番については使用貸借権の設定で、申請地ではそれぞれ2番は野菜、3番はオリーブを栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0 m²ですが、今回の所有権移転と使用貸借権の設定で計1,007 m²となり、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さんは欠席ですが、委員からは問題はないと聞いています。
■■■■さんは何歳くらいですか。

事務局 41歳です。オリーブは以前から興味があったとのこと。

職務代理 2番の方は、宅地ではないですか。
きちんと農地転用したらいいと思うのですが。

議長 合法的といえばそうですが。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、愛知県在住の■■■■さん所有の
西村 字 ■■■■ ■■■■番 ■ 畑 1,769 m² と
西村 字 ■■■■ ■■■■番 ■ 畑 1,175 m² の計2筆2,944 m²
について長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明による影響もないものと思われます。

議長 地元委員さんは欠席ですが、太陽光をするのでないかと推測していますが。

事務局 何度か確認しましたが、太陽光設備の予定はないとのことでした。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ 番 田 1,131 m² について
蒲生■■■■番地■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、アスパラガスを栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 更新なので問題ないと思います。■■■■さんは施設に入所していて、娘さんと交渉しているので、期間が1年間になっているようです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番と議案第4号（農用地利用配分計画）の1番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、議案第3号の2番は、高松市在住の■■■■さん所有の

室生 字 ■■■ 番 ■ 田 1,472 m² について

(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。

次に、議案第4号の1番は、先ほど(■■■■■)が借り受けた農地について、池田 ■■■ 番地 ■ の■■■■■に貸し付ける計画となっています。

申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 現地を確認しましたが、すでにオリーブが植えられて3年になると思うもので、問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の3番と議案第4号(農用地利用配分計画)の2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、議案第3号の3番は、室生在住の■■■■■さん所有の

室生 字 ■■■ 番 畑 1,291 m² について

(■■■■■)が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。

次に、議案第4号の2番は、先ほど■■■■■が借り受けた農地について、蒲生■■■■■番地 ■ の■■■■■さんに貸し付ける計画となっています。

申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 こちらもオリーブがすでに植えられており、イノシシ対策もできており、問題はないと思います。

議長 ■■さんは新規就農の方で、先月の議案で青年等就農計画認定の審査で案件としてあがっていた方です。今後も温かく見守ってもらえたらと思います。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番と議案第4号（農用地利用配分計画）の3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、議案第3号の4番は、高松市在住の■■■さん所有の
西村 字 ■■ ■■■番 畑 996 m² と
西村 字 ■■ ■■■番 ■ 畑 776 m² と
西村 字 ■■ ■■■番 ■ 畑 267 m² と
西村 字 ■■ ■■■番 ■ 畑 391 m² の計4筆2,430 m²について
（■■■■■が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。
次に、議案第4号の3番は、先ほど（■■■■■が借り受けた農地について、西村■■■番地の■■■■■さんに貸し付ける計画となっています。
申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さんは欠席ですが、私がこの隣で作っています。すでにオリーブが植えられており、■■■■さんがずっと作っていましたが、管理ができないということで、新規就農の■■■■さんが農地を拡大し頑張っています。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時10分

議 長 会長

議事録署名人 1 番

議事録署名人 11 番